

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【訓 令】

岡山県職員服務規程の一部改正

（県例規集登載）

人事課

【告 示】

特定施設の設置許可申請

食品衛生責任者の養成講習会の認定

指定居宅介護支援事業者の指定

土地収用法に基づく事業の認定

道路の区域変更

道路の供用開始

環境管理課
生活衛生課
長寿社会課
監理課
道路整備課

【公 告】

農用地利用配分計画の認可

平成二十八年二級建築士試験の実施

平成二十八年木造建築士試験の実施

開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

政治団体の名称等の公表

政治団体の代表者等の異動

政治団体の解散

資金管理団体の名称等の公表

選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動
【公安委員会】
運転免許試験実施場所等の指定

運転免許課

”

岡山県訓令第一号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員服務規程(昭和三十六年岡山県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条の二の次に次の一条を加える。

(育児又は介護を行う職員の休憩時間の短縮)

第三条の三 所属長は、別に定めるところにより、職員から育児又は介護を行うため休憩時間の短縮(休憩時間を短縮して終業時刻を繰り上げるように勤務時間を割り振ることをいう。以下この条において同じ。)の申請があつた場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該申請に係る休憩時間の短縮をするものとする。

第二十五条の見出しを、「営利企業への従事等の許可の申請」に改め、同条中「営利企業等の従事の」を「営利企業への従事等の」に、「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従事等許可申請書」に改める。

様式第十号中「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従事等許可申請書」に、「営利企業等」を「営利企業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の岡山県職員服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

岡山県告示第百号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 錦海化学株式会社

住 所 瀬戸内市思久町尻海4382番地の3

氏 名 代表取締役社長 一花 英行

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 錦海化学株式会社

所在地 瀬戸内市思久町尻海4382番地の3

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	46 - 二 有機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設17	
能	力	40m ³ /分	
工事着手予定年月日		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		工事着手後直ちに	
使用開始予定年月日		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)	0.04	0.04
	p H	12.0	12.0
	B O D (mg / ℓ)	14,000	21,000
	C O D (mg / ℓ)	12,000	18,000
	S S (mg / ℓ)	50	100
	油 分 (mg / ℓ)	8,000	12,000
	T - N (mg / ℓ)	1	2
	T - P (mg / ℓ)	0.02	0.04
	大腸菌群数 (個 / cm ³)	0	5
	フェノール類 (mg / ℓ)	5,000	7,500

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年2月26日から同年3月18日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

岡山県告示第百一号

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）別表第一の第三の二に規定する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 認定年月日

平成二十八年二月二十二日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の主たる事務所の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込受付場所

県内の各食品衛生協会

三 講習年月日及び開催場所

講習年月日	開催場所
平成二十八年四月十三日（水）	岡山市
平成二十八年四月十九日（火）	津山市
平成二十八年五月十三日（金）	倉敷市
平成二十八年五月二十四日（火）	岡山市
平成二十八年六月二十三日（木）	岡山市
平成二十八年七月二十二日（金）	倉敷市

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

平成二十九年二月二十三日(木)	平成二十九年二月十七日(金)	平成二十九年一月十八日(水)	平成二十九年一月十二日(木)	平成二十八年十二月十三日(火)	平成二十八年十二月六日(火)	平成二十八年十一月十八日(金)	平成二十八年十一月十五日(火)	平成二十八年十月十二日(水)	平成二十八年十月六日(木)	平成二十八年九月十六日(金)	平成二十八年九月十四日(水)	平成二十八年八月二十三日(火)	平成二十八年八月十七日(水)	平成二十八年七月二十七日(水)
笠岡市	岡山市	岡山市	倉敷市	岡山市	津山市	岡山市	倉敷市	岡山市	高梁市	岡山市	倉敷市	津山市	岡山市	岡山市

平成二十九年三月八日(水)	倉敷市
平成二十九年三月十日(金)	岡山市

四 講習内容及び時間数

- 1 公衆衛生学 一時間
- 2 衛生法規 二時間
- 3 食品衛生学 三時間

五 受講料

八千円

岡山県告示第百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアサポート総社

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三三・三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さんあい

2 所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二・八・二

三 指定年月日

平成二十八年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三一二

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きのこ老健居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県笠岡市東大戸二九一二・三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人新生寿会

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

2 所在地

岡山県井原市木之子町二二三〇

三 指定年月日

平成二十八年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九七一

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

岡山県告示第百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

津山市

二 事業の種類

津山市広野公民館移転新築事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県津山市田熊字酢林地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

津山市広野公民館移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に基づく公民館に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である津山市は、本件事業を津山市公民館整備計画に位置付け、本件事業に要する経費について予算措置を講じるとともに、組織及び人員に事業を遂行する能力があると認められ、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 起業地を本件事業の用に供することにより得られるべき公共の利益については、広野公民館は生涯学習活動や地域コミュニティ活動の場として住民に広く利用されている中で、老朽化が進み、敷地や施設が狭隘である状況において、移転新築することで、これらの活動の充実及び活性化とともに、利用者の利便性の向上に寄与することが見込まれる。

(2) 起業地を本件事業の用に供することにより失われる私的又は公共の利益については、起業地は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）及び絶滅のおそ

れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づき保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられないこと並びに本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の対象事業に該当しないことから、軽微なものと考えられる。

(3) 本件事業計画においては、市道からの進入の容易さ、駐車スペース確保等の土地の有効利用、支障物件の有無、事業費等の経済性を条件として代替案との比較検討を行い、最も妥当な案を採用しており、事業計画の内容、本件事業によりもたらされる公共の利益、起業地の現在の利用状況、その有する私的又は公共的価値等について総合的に判断し、(1)及び(2)を比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業については、広野公民館の老朽化が進んでおり、地域住民からの強い要望があることから、早期の施行を図る必要性があり、起業地の範囲は公益性発揮に必要な範囲内であると認められることから、土地を収用する必要性及びその必要性は公益目的に合致していることが認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
1から4までに述べたように、本件事業は法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
津山市教育委員会生涯学習部生涯学習課

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

岡山県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久世中和線
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町楠字田ノ上二九番一地先から	新	八・八 二〇・〇	一一五・〇
苦田郡鏡野町楠字宮ノ下二三番地先まで	旧	七・八 二〇・〇	一一五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野上矢掛線
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

注 この変更は、最大から最小までの範囲内の道路の幅員の変更である。

小田郡矢掛町小田字大辻二四七二番五地 先から 小田郡矢掛町小田字土井ヶ原三一九七番 一地先まで	小田郡矢掛町小田字大辻二四七二番五地 先から 小田郡矢掛町小田字土井ヶ原三一九七番 一地先まで
旧	新
$\begin{array}{c} \text{一一三} \cdot \text{〇} \\ \text{三七} \cdot \text{〇} \end{array}$	$\begin{array}{c} \text{一一三} \cdot \text{〇} \\ \text{三七} \cdot \text{〇} \end{array}$
三九九・〇	三九九・〇

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

岡山県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
野上矢掛線	久世中和線				
小田郡矢掛町小田字大辻二四七二番五地先から 小田郡矢掛町小田字土井ヶ原三一九七番一地 先まで	小田郡鏡野町楠字田ノ上一九番一地先から 小田郡鏡野町楠字宮ノ下一三番地先まで				平成二十八年二月二十六日

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

(七十一) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)第十八条
 第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所		賃借権の設定等を受ける土地	
大槻志登司	加賀郡吉備中央町吉川四三七六・四	加賀郡吉備中央町竹荘字小出九五五他十筆	加賀郡吉備中央町竹荘字家ノ上一九三二他六筆	加賀郡吉備中央町田土字中黒一六・一他三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆
横田 敏夫	加賀郡吉備中央町竹荘一九一五	加賀郡吉備中央町竹荘字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆
松浦 廣實	加賀郡吉備中央町田土六六二	加賀郡吉備中央町田土字中黒一六・一他三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆
三室農事組合法人	新見市神郷油野三七三六	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆	新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆
農事組合法人 大竹営農	新見市哲西町大竹九三〇・五	新見市哲西町大竹字丸山五九四他三十二筆	新見市哲西町大竹字丸山五九四他三十二筆	新見市哲西町大竹字丸山五九四他三十二筆	新見市哲西町大竹字丸山五九四他三十二筆
農事組合法人 ファームやだに鯉が窪	新見市哲西町矢田四〇一〇・三	新見市哲西町矢田字キラン前四二四二・一他八十五筆	新見市哲西町矢田字キラン前四二四二・一他八十五筆	新見市哲西町矢田字キラン前四二四二・一他八十五筆	新見市哲西町矢田字キラン前四二四二・一他八十五筆
児玉 恒	津山市加茂町桑原五三七	津山市加茂町桑原字観音堂九六	津山市加茂町桑原字観音堂九六	津山市加茂町桑原字観音堂九六	津山市加茂町桑原字観音堂九六
藤田 季彦	岡山市北区津島東三・三・二・二	津山市瓜生原字上ノ原一四七他七筆	津山市瓜生原字上ノ原一四七他七筆	津山市瓜生原字上ノ原一四七他七筆	津山市瓜生原字上ノ原一四七他七筆
花田 義和	美作市滝四八四	美作市英田青野字曾祢二三九他二十四筆	美作市英田青野字曾祢二三九他二十四筆	美作市英田青野字曾祢二三九他二十四筆	美作市英田青野字曾祢二三九他二十四筆
農事組合法人 赤田営農セン	美作市赤田一〇・三	美作市吉字打田七八他十筆	美作市吉字打田七八他十筆	美作市吉字打田七八他十筆	美作市吉字打田七八他十筆

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

長藤農場	農事組合法人	山崎 博嗣	古市 久義	稲田 泰男	小林 勝彦	鶴石 正	橋本 光男	農園 有限会社美作	中嶋 勝志	浜田 英昭	横山 忠弘	土居 俊也	福島 信夫	池田 秀敏	山本 勝行	船田 繁	平田 榮一	夕
	苦田郡鏡野町長藤一七二	三 苦田郡鏡野町富東谷八五	七、一 苦田郡鏡野町富西谷八五	真庭郡新庄村四八一七	美作市平福一〇一三、二	美作市原四六五	美作市平福一二〇七、三	美作市奥一一一七	美作市下庄町三一八	美作市岩見田二六五	美作市五名一二八九	美作市川上二三〇七	美作市真加部一〇、三	美作市小野一八七三、三	美作市矢田一〇二二	美作市真加部一三二八	美作市川上六九四	
他七筆	苦田郡鏡野町奥津川西字細田七二二、二	一 苦田郡鏡野町富東谷字ゆもう一〇八一、	他四筆 苦田郡鏡野町富東谷字湯原六五七、三	真庭郡新庄村字少田四五六、一他十筆	美作市友野字荒神ノ下七二	美作市川北字前田二一六	美作市平福字音田西一〇一七	美作市奥字曾根一二三四、一他三筆	美作市宮本字宮ノ上三一四二、一他四筆	美作市巨勢字下倉敷二九五六他二筆	美作市五名字地藏ノ元三五三、一他五筆	筆 美作市古町字向力ジ田一九八二、五他四	美作市久賀字荒神ノ下夕二五九他二筆	美作市小畑字ホコリ三九、三	美作市矢田字出口一五三八他二筆	美作市真加部字苦竹七九	美作市川上字天神畑ケ田四二三、二	

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

大倉規洋文	本田 和司	石原 諭之	児山 彰	今井 勝	金井 邦英	梶谷 玉廣	横川 守	農事組合法人 アグリモモ	菅原 繁	株式会社ライ スクロップ長 尾	農事組合法人 久常菅農組合	農事組合法人 豊沢菅農組合
久米郡美咲町里一二一九	久米郡美咲町打穴西一〇 九六・二	久米郡美咲町打穴西六六 七・二	久米郡美咲町両山寺二五 二	久米郡美咲町打穴西一五 五六	久米郡美咲町南二二七三	久米郡美咲町打穴西二八 五	久米郡美咲町大坪和西一 五三一	久米郡美咲町安井六・一	久米郡久米南町北庄三七 二一	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡奈義町久常三八・ 一	勝田郡奈義町豊沢四四九 ・一
久米郡美咲町里字二五 一四九七他一筆	久米郡美咲町打穴西字横田一〇二一・一 他二筆	久米郡美咲町打穴西字古トフ一〇〇・一 他一筆	久米郡美咲町打穴西字サコノマへ六七〇 他二筆	久米郡美咲町打穴西字岡一八九四他五筆	久米郡美咲町西川字陰地二〇六・一他四 筆	久米郡美咲町打穴西字カジヤマへ二九九 他二筆	久米郡美咲町大坪和西字まへ田一一五〇 ・一他三筆	久米郡美咲町安井字のり兼六〇六・四他 四十二筆	久米郡久米南町北庄字乗安三五四六他二 筆	勝田郡奈義町柿字細砂一〇二一	勝田郡奈義町柿字影信三〇二他八筆	勝田郡奈義町豊沢字土手下一一二・一他 十一筆

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

小林 重信	久米郡美咲町書副四九三	久米郡美咲町書副字カイチ六九一、一他 四筆
寒竹 昭則	一 久米郡美咲町藤田上九五	久米郡美咲町藤田下字下ノ前六六七、一 他四筆

二 認可年月日

平成二十八年二月二十二日

三 申請年月日

平成二十八年一月二十七日

(七二) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十八年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十八年七月三日(日曜日)午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十八年九月十一日(日曜日)午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

(岡山市北区伊福町四丁目三番九二号)

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十六年又は平成二十七年の二級建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に二級建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。)の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成二十七年以前の二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

平成二十八年三月十四日（月曜日）から同月二十九日（火曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十八年三月二十九日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二・〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十八年三月二十二日（火曜日）午前十時から同月二十九日（火曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十八年四月七日（木曜日）から同月十一日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会会議室
（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 合否の通知

1 学科の試験

平成二十八年八月二十三日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

六 受験申込書の配布

平成二十八年十二月一日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十八年二月二十九日（月曜日）午前十時から同年三月十八日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十八年三月七日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（二級）及び申込区分）「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX：〇四二・六二八・三五五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

ア 一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

イ 倉敷市建設局建築部建築指導課

（倉敷市西中新田六四〇）

ウ 津山市都市建設部建築住宅課

（津山市山北五二〇）

(2) 配布期間及び時間

ア (1)アの場所

平成二十八年三月七日（月曜日）から同年四月十一日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）及び同月九日（土曜日）から同月十日（日曜日）までの午前九時三十分から午後五時（同月十一日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

イ (1)イ及びウの場所

平成二十八年三月七日（月曜日）から同年四月十一日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十八年六月八日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に揭示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

平成28年2月26日 岡山県公報 第11764号

（七三）建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十八年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十八年七月二十四日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十八年十月九日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十六年又は平成二十七年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成二十七年以前の木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

平成二十八年三月十四日（月曜日）から同月二十九日（火曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十八年三月二十九日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二・〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十八年三月二十二日（火曜日）午前十時から同月二十九日（火曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十八年四月七日（木曜日）から同月十一日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会会議室
（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成二十八年九月六日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

六 受験申込書の配布

平成二十八年十二月一日（木曜日）頃、本人に直接通知する。

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十八年二月二十九日（月曜日）午前十時から同年三月十八日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十八年三月七日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（木造）及び申込区分）「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX：〇四二・六二八・三五五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局
（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

(2) 配布期間及び時間

平成二十八年三月七日（月曜日）から同年四月十一日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）及び同月九日（土曜日）から同月十日（日曜日）までの午前九時三十分から午後五時（同月十一日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十八年六月八日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

〔七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字車塚溝西四四二・五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市岡谷一一九・五

松本 敏光

松本 ゆみ

三 許可番号

岡山県指令建指第二六七号

岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

平成二十八年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

民主党岡山県参议院選挙区第2総支部

黒石健太郎

森安章文

岡山市北区南中央町一・九

参议院議員

平成二八・一・二七

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

1 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号）
の種類の種類（第二号）

届出年月日

黒石健太郎後援会

黒石健太郎

森安章文

岡山市北区南中央町一・九

参议院議員

黒石健太郎、参议院議員

平成二八・一・二七

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

明日の倉敷を考える会

赤木裕介

藤原徳男

倉敷市藤戸町天城八〇六

平成二八・一・四

大本くに光後援会

大本邦光

大本玲子

笠岡市茂平二二二二

一・七

岡山県土地改良政治連盟

重森計己

楠戸通博

岡山市中区八幡東町一六・五

一・一五

木村圭司後援会

古川博

藤原徳男

倉敷市藤戸町天城八〇六

一・四

進藤かねひこ岡山県後援会

重森計己

楠戸通博

岡山市中区八幡東町一六・五

一・一五

和気学区に学校を残す会

安部政敏

内田毅

和気郡和気町和気三一〇

一・一三

岡山県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県岡山 市第十七支部	川本浩一郎	主たる事務所の所在地	岡山市南区芳泉四・六・二八	岡山市南区福田五四四・一	平成二七・一・三一
自由民主党岡山県岡山 市中区第一支部	小倉弘行	"	岡山市中区清水一・六・一九	岡山市中区赤田二四八・五	平成二八・一・一
自由民主党りぶる会玉 野支部	三宅定子	会計責任者の氏名	加藤桂子	小林俊子	" 一・二五

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
明日の笠岡を創る会	小林嘉文	主たる事務所の所在地	笠岡市美の浜六・一九	笠岡市富岡四二二・三	平成二八・一・一
内山のぼる後援会	内山登	代表者の氏名	内山登	幸坂孝	" 一・二五
小倉弘行後援会	小倉弘行	主たる事務所の所在地	岡山市中区赤田二四八・五	岡山市中区清水一・六・一九	" 一・一
笠木よしたか後援会	笠木義孝	"	勝田郡奈義町成松一六二一	勝田郡奈義町久常三三九	平成二七・二・二四
くらしき竜王会	蓮岡靖之	会計責任者の氏名	藤原千穂	高橋英治	平成二八・一・一〇
佐古信五足高後援会	堀田勝明	主たる事務所の所在地	倉敷市浜町二・一・四	倉敷市笹沖四二四	" 一・二八
新平沼起夫佐伯後援会	山本稔	"	和気郡和気町父井原三五六	和気郡和気町矢田五四七	平成二七・二・二九
"	"	代表者の氏名	山本稔	坪井迪郎	" "
"	"	会計責任者の氏名	山本稔	坪井迪郎	" "
はすおかやすしを育て	角田満	"	藤原千穂	高橋英治	平成二八・一・一〇

る会

藤原ひとこ後援会

松本よしあつ後援会

加藤哲二

長汐良熊 主たる事務所の所在地

藤原洋樹

岡山市中区赤田二七三

長山佳弘

岡山市中区高屋三九三・七

平成二六・四・一

平成二七・七・三一

岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

維新の党倉敷市支部

次世代の党岡山県支部連合会

次世代の党津山市議会第一支部

代表者の氏名

赤沢幹温

竹内邦彦

竹内邦彦

解散年月日

平成二七・一二・三一

〃 一二・二一

〃 〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

秋山政美後援会

浅口市を愛する会

県政と市政・村政をひとつにする会

政治結社國秀会岡山県本部

創信会

中戸哲生後援会

早島を愛する会

山田勝則後援会

渡辺とものり後援会

代表者の氏名

秋山政美

渡邊和道

森本正章

石川啓志

長谷川良一

山本嘉雄

谷川正

小野知男

佐藤元信

解散年月日

平成二七・一二・三一

〃 一二・二五

〃 一二・三〇

平成二八・一・二一

平成二七・一二・三一

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 一二・二五

岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十八年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

大本邦光

笠岡市議会議員

大本くに光後援会

笠岡市茂平二二三二

平成二八・一・七

黒石健太郎

参議院議員

黒石健太郎後援会

岡山市北区南中央町一・九

” 一・二六

岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小倉弘行	小倉弘行後援会	主たる事務所の所在地	岡山市中区赤田二四八・五	岡山市中区清水一・六・一九	平成二八・一・一
小林嘉文	明日の笠岡を創る会	"	笠岡市美の浜六・一九	笠岡市富岡四二二・三	"

岡山県公安委員会告示第二十四号

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）第十五条第二号の規定による公安委員会の指定する試験の場所等を次のとおり定め、平成二十八年四月一日から施行する。

なお、平成十四年岡山県公安委員会告示第四十八号（運転免許試験実施場所の指定）は、廃止する。

平成二十八年二月二十六日

岡山県公安委員会

試験場所	試験科目	受験できる者	試験実施日
<p>一 倉敷運転免許試験場（岡山県倉敷警察署別館内）</p>	<p>一 運転免許試験（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許並びに仮免許を除く。）のうち、適性試験及び学科試験</p>	<p>倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、都窪郡、浅口郡又は小田郡（以下この項において「特定地域」という。）に住所を有する者で、指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有するもの</p>	<p>毎週水曜日並びに二月から四月まで、八月、九月及び十二月の金曜日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第一号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日（二の項において「休日」という。）を除く。</p>
	<p>二 運転免許試験（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許並びに仮免許を除く。）のうち、適性試験</p>	<p>一 特定地域に住所を有する者で、倉敷自動車教習所、玉野自動車教習所、高梁自動車学校、稲荷自動車教習所、新見自動車教習所、総社自動車教習所、新倉敷自動車学校、倉敷自動車学校、笠岡自動車学校、クラポウドライビングスクール又は倉敷マスカット自動車学校の発行する卒業証明書を有するもの</p>	
		<p>二 特定地域に住所を有する者で、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの（やむを得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないものに限る。）</p>	

<p>三 警察署（この項の試験科目のうち一の試験の実施に係る試験場所については、岡山県岡山中央警察署、岡山県岡山東警察署、岡山県岡山西警察署、岡山県岡山南警察署、岡山県岡山北警察署、岡山県赤磐警察署及び岡山県津山警察署を除</p>					<p>二 津山運転免許試験場（岡山県津山警察署内）</p>
<p>二 小特等の試験のうち、適性試験</p>	<p>一 小特等の試験</p>	<p>三 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の運転免許試験（三の項において「小特等の試験」という。）</p>		<p>二 運転免許試験（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許並びに仮免許を除く。）のうち、適性試験</p>	<p>一 運転免許試験（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許並びに仮免許を除く。）のうち、適性試験及び学科試験</p>
<p>当該警察署の管轄区域に住所を有する者で、道路交通法第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの</p>	<p>当該警察署の管轄区域に住所を有する者</p>	<p>岡山県内に住所を有する者</p>	<p>二 特定地域に住所を有する者で、道路交通法第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの（やむを得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないものに限る。）</p>	<p>一 特定地域に住所を有する者で、指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有するもの</p>	<p>津山市、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡又は久米郡（以下この項において「特定地域」という。）に住所を有する者で、指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有するもの</p>
<p>める日</p>	<p>当該警察署長が定める日</p>	<p>毎週木曜日並びに二月及び三月の火曜日（休日を除く。）</p>			

1	〃
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	